第四十条の二第一項第二号中「第四十条の四第七項第二号」を「第四十条の四」に、「第四項第二号」を「以下この条及び第四十条の四」に、「が百」を「が百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」に、「第六項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第五十一条の二第一項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で財務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条、第四十条の四及び第四十条の五第一項において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものとする。

第四十条の四第三項中「自動車に」を「ものに」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める」を「細目告示第四十一条第一項第九号の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車」を「窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもの」に改め、同項各号を削り、同条第七項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に、「九十」を「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」に改め、「燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「」を削り、「」という。）が百」を「が百」に改め、同条第九項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第十項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十一項を削り、同条第十二項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十三項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百」に、「百二十五以上」を「百五）以上」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項第二号中「九十」を「百（令和七年四月三十日までの間は、九十）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「は、」の下に「令和十二年度燃費基準達成レベルが百（令和七年四月三十日までの間は、九十）以上であり、かつ、」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「次の各号に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているもの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第九十条の十二第一項第六号ホ」を「第九十条の十二第一項第六号ニ」に、「は、」を「は、燃費評価実施要領第四条の四に規定する令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第三十四項において「令和七年度燃費基準達成レベル」という。）が百（令和七年四月三十日までの間は、」に、「以上」を「」以上」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第九十条の十二第一項第六号ホ(1)」を「第九十条の十二第一項第六号ニ(1)」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十五項を同条第二十二項とし、同条第二十六項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十六項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に、「百二十以上百二十五未満」を「百以上百五未満」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。